

地域指定年月日	昭和 45 年 4 月 24 日
計画策定年月日	昭和 49 年 6 月 11 日
計画見直し年月日	昭和 53 年 8 月 21 日
	昭和 60 年 11 月 20 日
	平成 3 年 6 月 18 日
	平成 9 年 2 月 19 日
	平成 14 年 2 月 5 日
	平成 19 年 2 月 1 日
	平成 21 年 2 月 5 日
	平成 24 年 2 月 29 日
	平成 29 年 2 月 2 日
令和 3 年 3 月 4 日	

豊田農業振興地域整備計画書(案)

愛知県豊田市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
（1）土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針.....	3
（2）農用地利用計画変更の基本方針	6
ア 農用地区域への編入	6
イ 農用地区域の除外	7
（3）農業上の土地利用の方向	9
ア 農用地等利用の方針	9
イ 用途区分の構想	11
2 農用地利用計画	14
第2 農業生産基盤の整備開発計画	15
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	15
2 農業生産基盤整備開発計画	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	20
4 他事業との関連	20
第3 農用地等の保全計画	21
1 農用地等の保全の方向	21
2 農用地等保全整備計画	22
3 農用地等の保全のための活動	25
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	27
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向	27
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	27
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を 図るための方策	29
（1）農用地の集団化対策	30
（2）農作業の受委託の促進対策	30

(3) 認定農業者等の育成対策	30
(4) 農業生産組織の活動促進対策	31
(5) 山村地域での定住促進を通じた農業振興	31
3 森林の整備その他林業の振興との関連	31
第5 農業近代化施設の整備計画	32
1 農業近代化施設の整備の方向	32
2 農業近代化施設整備計画	35
3 森林の整備その他林業の振興との関連	35
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	36
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	36
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	37
3 農業を担うべき者のための支援の活動	37
(1) 新規就農者の育成	37
(2) 新規参入者への指導及び支援	37
(3) 意欲のある農業者への支援	38
4 森林の整備その他林業の振興との関連	38
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	39
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	39
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	39
3 農業従事者就業促進施設	40
4 森林の整備その他林業の振興との関連	40
第8 生活環境施設の整備計画	41
1 生活環境施設の整備の目標	41
2 生活環境施設整備計画	45
3 森林の整備その他林業の振興との関連	45
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	45

第9 付図 46

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） （該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） （該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） （該当なし）
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

豊田市（以下、「本市」）は、愛知県のほぼ中央から北東にかけて位置し、東西 49.36km、南北 33.37km、面積 918.32k m²で、愛知県の 17.8%を占める広大な都市である。市域は東・北部の三河高原を形成する山間部と西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなり、長野県に源を発する矢作川が市域の中央を南北に縦断し、標高 3.2m から 1,240m に至る変化に富んだ地形となっている。

豊かな水を育む森林が市域の約 7 割を占め、愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園の区域に属し、香嵐渓、旭高原、四季桜、ふじの回廊、奥矢作湖、三河湖、面ノ木原生林、王滝渓谷などの美しい景観や豊かな自然に恵まれている。

人口では、「第 8 次豊田市総合計画」（以下、「総合計画」）で「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」を将来都市像と設定し、2040 年の将来人口を 420,000 人と想定している。

産業では、既存産業の活性化と高度化を図るとともに、全国有数のものづくり産業の集積地であるという立地条件のメリットを生かし、新規産業の誘致推進等により、さらなる発展を目指している。

また、商業、サービス機能では、中心市街地の整備を進め、都市機能の複合化・高度化の促進を図るものとしている。

「総合計画」における基本構想の土地利用構想では、市内を 4 つのゾーン（市街地ゾーン、都市・田園共生ゾーン、都市近郊自然共生ゾーン、森林環境共生ゾーン）に分け、適切な土地利用の誘導を図ることとしている。

【市街地ゾーン】

既成市街地や将来市街化が見込まれる地域とし、既存の都市基盤や都市機能の維持・確保を基本とし、市街化区域における土地利用の高度化や低未利用地の有効活用、新たな市街地の整備等を進め、日常生活を支える上で必要な都市機能の誘導と居住人口の維持を図る。

【都市・田園共生ゾーン】

市街地ゾーン周辺の良好な田園環境が広がる地域とし、居住環境と田園環境との調和など都市的土地利用と農業的土地利用との共生を図る。また、農業基盤の整備等による優良農地の保全を基本とし、必要に応じて既存ストックを生かした鉄道沿線への定住促進やインターチェンジ周辺での産業集積等の計画的な土地利用の誘導を図る。

【都市近郊自然共生ゾーン】

市街地ゾーン周辺の身近な自然や里山環境が広がる地域とし、都市近郊にある農地や森林等の保全・育成を基本とし、必要に応じて既存ストックを生かしたインターチェンジ周辺で

の産業集積等の計画的な土地利用の誘導を図る。また、都市近郊にある自然や歴史・文化等の地域資源の保全と活用を基本とし、地域特性に応じた文化・交流機能の誘導を図る。

【森林環境共生ゾーン】

北部から東部にある山村地域とし、地域コミュニティや地域活力を維持するため、山村地域が有する伝統・文化等の資源を活用した農林業振興や観光交流促進等、都市部との交流促進に資する機能を維持・確保するとともに、豊かな自然環境の保全・育成を図る。

「総合計画」では、上記ゾーンの方針を踏まえ、都市機能の集約状況等からきめ細やかな土地利用の誘導を図るため、市街地高度化地区、商業・業務高度化地区、産業技術高度化地区、居住促進地区、森林保全・育成地区と、5つの地区を設定している。

地域の発展に必要な都市的需要の構想については、総合的な視点に立ち計画的な土地利用を図るとともに、構想の具体化に際しては、農業的土地利用と他の土地利用との調和に十分留意する。

また、「山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針（おいでん・さんそんビジョン）」（以下、「おいでん・さんそんビジョン」）では、山村地域における土地利用の考え方として、「安心して居住できる土地利用へのシフト」を掲げており、重点取組として、以下の3つの取組を進めていくこととしている。

【重点取組】	
①	人口減少が進行する山村において、集落の営み、里山の景観を保全していくため、移住・定住の促進による人口確保に取り組む。
②	移住・定住や生業創出のきっかけ、支えとなる都市と山村の人、もの、経済が循環する観光・交流の促進に取り組む。
③	移住・定住のための暮らしを支え、人・もの・経済の循環を生かし、地産地消の推進による生業創出に取り組む。

（注）資料：第8次豊田市総合計画、山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針

なお、農業振興地域における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標は次表のとおりである。

表 主要用途別の土地利用状況

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工場用地・その他		計	
	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)
現在 (R元年)	6,820	27.4	57	0.2	1,522 (0)	6.1 (0)	16,533	66.3	24,932	100.0
修正値 (R元年)	6,828	27.4	62	0.2	9,418 (0)	37.8	8,624	34.6	24,932	100.0
目標 (R7年)	6,553	26.3	55	0.2	257 (0)	1.0 (0)	18,067	72.5	24,932	100.0
増減	▲267		▲2		▲1,265		1,534		0	

（注）1 資料：令和元年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

2 () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

「総合計画」に示されている土地利用構想では、市街地では土地利用の高度化や新たな市街地の整備等を進めつつ、その市街地周辺では、都市的土地利用と農業的土地利用との共生を図る。また、都市近郊では、農地や森林等の保全・育成を基本としながらも、鉄道沿線の定住促進やインターチェンジ周辺での産業集積等も誘導する。山村地域では、自然環境の保全・育成など農業振興や定住促進を図り、集落機能の維持・確保を図る。

農用地区域は、「総合計画」に示されている土地利用の方針との整合を図りつつ、主に農業生産基盤整備事業の実施区域など集団的な優良農地に設定され、優良農地の確保を図る。

なお、都市的土地利用の需要が高い豊田市南部地域（上郷・高岡地区）のインターチェンジ周辺において、農業を基本とした土地利用を守りつつ、都市的土地利用との調和を図るため、農用地区域内で特に守るべき農用地を特定保全農用地区域として新たに設定し、優良農地の確保を図る。

（注）資料：第8次豊田市総合計画

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 6,828haのうち、a～cに該当する農用地で、次頁の表（都市計画道路予定地）及び次のc（a）～（d）に該当する農用地以外の農用地 5,097haについて、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地 3,437ha

b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある農用地

1,403ha

※1 面積はaの農用地以外の農用地とする。

※2 農業生産基盤整備事業の主な例

- 農業用排水施設の新設又は変更（事業により農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない農用地を除く。）
- 区画整理
- 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- 埋立て又は干拓
- 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である農用地 380ha

※1 面積はa及びbの農用地以外とする。

※2 主な例

- 果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- 高収益をあげている野菜のハウス団地

- 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- その他農地としての利用を確保すべき農用地

ただし、a～cの土地であっても、(a)～(d)に該当する農用地については、農用地区域には含めない。

(a) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

○ 該当農用地面積 100.3ha

(b) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha以下の農用地

○ 該当農用地面積 7.0ha

(c) 山林に介在し、営農条件が悪く農用地としての利用の確保が困難な団地規模が10ha以下の農用地

○ 該当農用地面積 14.0ha

(d) 市の判断により農用地区域に含めない農用地

効率的な近代化農業が営めない土地で、各支所が策定した行動計画である土地利用計画で指定された土地

○ 該当農用地面積 1.4ha

表 都市計画道路予定地

単位：ha

番号	地域、地区及び施設等の具体的な名称または計画名	位置（地区）	面積			備考
			農用地	森林 その他	計	
1	一般国道 155 号	拳母・保見	0.3	0.1	0.4	
2	一般国道 153 号豊田北バイパス	拳母・高橋・保見・猿投・石野	0.2	1.4	1.6	
3	都市計画道路名古屋豊田線	保見・猿投	2.9	1.4	4.3	
4	都市計画道路上伊保知立線	保見	0.5	0.0	0.5	
5	都市計画道路衣浦豊田線	拳母・高岡	0.0	0.3	0.3	
6	都市計画道路豊田刈谷線	拳母・高岡	0.8	0.5	1.3	
7	都市計画道路豊田多治見線	拳母・猿投・藤岡	3.7	1.3	5.0	

番号	地域、地区及び施設等の具体的な名称または計画名	位置（地区）	面積			備考
			農用地	森林 その他	計	
8	都市計画道路浄水駅南通り線	保見	0.5	0.2	0.7	
9	都市計画道路勘八峡線	猿投・石野	0.5	0.0	0.5	
10	都市計画道路猿投学校通り線	猿投	0.4	0.0	0.4	
11	都市計画道路御船花本線	猿投	0.0	0.0	0.0	
12	都市計画道路越戸停車場線	猿投	0.4	0.3	0.7	
13	都市計画道路高橋細谷線	拳母・高橋	0.0	0.2	0.2	
14	都市計画道路寺部御立線	高橋	0.5	0.6	1.1	
15	都市計画道路梅坪堤線	拳母・上郷・高岡	0.0	0.0	0.0	
16	都市計画道路西岡吉原線	高岡	2.1	1.1	3.2	
17	都市計画道路若林東西線	高岡	0.3	0.0	0.4	
18	都市計画道路若林中根線	高岡	1.4	0.6	2.0	
19	都市計画道路岡崎三好線	上郷・高岡	0.1	0.1	0.2	
20	都市計画道路小坂若林線	拳母・高岡	0.0	0.0	0.0	
21	都市計画道路土橋竜神線	拳母・高岡	0.3	0.3	0.6	
22	都市計画道路豊栄川合線	拳母・上郷	0.0	1.1	1.1	
23	都市計画道路久澄橋線	拳母・高橋・松平	0.5	0.0	0.5	
24	都市計画道路若林駅前線	高岡	0.4	0.1	0.5	
25	都市計画道路名古屋岡崎線	高岡	1.7	0.1	1.8	
合計			17.5	9.7	27.3	

(注) 上表に記載する地域、地区及び施設計画の範囲は、都市計画道路予定地とする。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

(ア)において農用地区域を設定するとして現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び土地改良事業等の実施が見込まれる土地について農用地区域を設定する。

(オ) 現況農用地についての特定保全農用地区域の設定方針

市内においては、都市的土地利用の推進により、10ha以上の一団の農地である優良農地が減少する中で、今後も更なる優良農地の減少が予想される。また、本市の特性とし

て、豊田市南部地域（上郷・高岡地区）のインターチェンジ周辺で都市的土地利用と農業的土地利用など、無秩序な土地利用の混在が顕著である。

そのため、農用地区域内で特に優良で保全する必要があると判断する優良農地の確保を図ることで、農業を基本とした土地利用を守りつつ、都市的土地利用との調和を目指すとともに、農業生産基盤の確保を図る。

《設定基準》

基準 1 地区の選定

- ①都市・田園共生ゾーン内の地区
- ②地区全体で「人・農地プラン」が実質化されている地区（農用地利用集積率が 50%以上）

基準 2-1 基準 1 を満たした地区内で、①～③すべての条件を満たしている農用地

- ①圃場整備が行われた農地を含む一団の農用地
- ②10ha 以上で甲種農地を含む一団の農用地
- ③産業誘導拠点・居住誘導拠点から外れている農用地
 - 上郷地区…柘塚東町、柘塚西町、畝部西町、畝部東町、幸町、配津町、上郷町

基準 2-2 基準 1 を満たした地区内で、農業生産基盤整備事業施行状況の観点から選定

圃場整備後 8 年未満の農用地や圃場整備中、又は本計画期間（概ね 5 年以内）に圃場整備が予定されている農用地についても、特定保全農用地区域に設定する。

- 高岡地区…中田町、駒場町、生駒町

（2）農用地利用計画変更の基本方針

本市では、特に山村地域の農業従事者の高齢化による担い手不足、都市的土地利用との混在等、農業を取り巻く様々な問題が見受けられるため、「整備計画」においては、集団的な優良農地の確保を前提として、農用地区域からの安易な除外は抑制しつつ、本市の「総合計画」における基本構想の土地利用構想や「山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針」と整合を図りながら、農用地の保全、農業生産基盤の整備、担い手の育成等、農業全体の振興を図る。

ア 農用地区域への編入

以下のいずれかの項目に該当する土地を農用地区域への編入に努める。

- a 集団的な農地で面積が 10ha 以上あり、優良農地として保存していくことが望ましい土地
- b 国が実施または補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用が確保することが必要である土地

イ 農用地区域の除外

以下のいずれかの項目に該当する土地を農用地区域からの除外を検討する。

(ア) 近代化不可地

自然的、社会的な条件等からみて、効率的な近代的農業が営めない土地については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案し、周辺の土地利用や関連する地域の情勢、背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後も農用地として農業上の利用が困難であると認められ、次の要件を全て満たす土地を対象とする。

- a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されておらず、今後も農業生産基盤整備事業の実施が見込まれない土地、若しくは農業生産基盤整備事業の工事完了後 30 年が経過した土地
- b 自然的、社会的な条件からみて、生産性の低い土地で農業の近代化が図れない土地
- c 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営に支障が少ない土地

(イ) 集落介在地

集落等の宅地に 3 方以上囲まれている土地であり、地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地で、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案し、周辺の土地利用や関連する地域の情勢や背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後も農用地として農業上の利用が困難であると認められ、次の要件を全て満たす土地を対象とする。

- a 農業生産基盤整備事業が実施されていない土地、若しくは農業生産基盤整備事業の工事完了後 20 年以上経過した土地
- b 集落等に介在し、既存の農用地区域内農用地と一体的な利用が困難な土地で、一団の規模が豊田市の平均的なほ場整備面積以下となる概ね 30a 以下の土地
- c 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営に支障が少ない土地

※ (イ) の b の「30a 以下」の考え方について

県営ほ場整備事業では、高性能な機械による営農が可能な単位として、30a を区画面積の基準としていることから、「30a」に設定する。

(ウ) 山林介在地

山林等に 3 方以上囲まれている土地であり、地域の平均的整備規模以下の小規模な飛び農用地で、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案し、周辺の土地利用や関連する地域の情勢や背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後も農用地として農業上の利用が困難であると認められ、次の要件を全て満たす土地を対象とする。

- a 農業生産基盤整備事業が実施されていない土地、若しくは農業生産基盤整備事業の工事完了後 20 年以上経過した土地
- b 山林等に介在し、既存の農用地区域内農地と一体的な利用が困難な土地で、一団の規模が概ね 30a 以下の土地
- c 除外することによって、近隣の農用地等に与える影響が軽微で、関係農家への農業経営に支障が少ない土地

(エ) その他

(ア)、(イ)、(ウ) のほか客観的な基準に基づき、効率的な近代化農業が営めない土地で、各支所が策定した行政計画である土地利用計画で指定された土地を対象とする。

- ・ 稲武地区
- ・ 下山地区

(オ) 農振法第 10 条第 4 項

農振法第 10 条第 4 項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地(公共性が特に高いと認められる事業に関わる点・線施設の用に供される土地)に該当することとなった場合に対象とする。

- a 道路用地、河川、水道施設等に供する土地

(カ) 個別案件の土地

農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微で、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件の全てを満たし、事業計画が明確かつ確実であり、他法令に基づく許認可等の見込みがあるものについては除外を検討する。個別案件については豊田市農業振興地域保全対策協議会と情報交換しながら適切な 5 要件の判断を行う。

なお、線的農業生産基盤整備事業の対象地で、工事完了後 8 年未満の場合は、施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号の施設を理由としての農用地区域からの除外について検討する。

<p><農振除外の 5 要件 (要約) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その土地を転用することが必要かつ適当 (緊急性がある、他法令の見込みがあるなど) であって、ほかに代替すべき土地がないこと。 ・ 除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をおよぼすおそれがないと認められること。 ・ 除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 ・ 除外することにより、農用地区域内の農業用施設 (水路、農道など) の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 ・ 土地改良事業完了後 8 年を経過していること。 <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">農業振興地域の整備に関する法律第 13 条 2 項</p>
--

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

市内の地形は、最高地（1,240m）と最低地（3.2m）の標高差が約 1,236m あり、変化に富んでいる。そのため、都市地域（拳母・高橋・上郷・高岡・保見・猿投地区）と山村地域（石野・松平・藤岡・小原・足助・下山・旭・稲武地区）では、気候等の自然的条件が大きく異なり、その違いが各地区の土地利用の構想に影響を与えている。特に気象状況は、都市地域に位置する猿投地区の年平均気温 16.0 度に対し、山村地域の稲武地区では 12.7 度、降水量は猿投地区の年平均 1,624mm に対し、稲武地区は 1,919mm であり（令和元年 気象庁豊田・稲武観測所データ）、地形や気象の違いを地区の特色ある農業に生かしている。しかし、都市化や高齢化の進展に伴い営農環境も年々悪化しており、担い手不足や耕作放棄地の増加が大きな課題となっている。

今後の農用地の利用方針として、都市地域、山村地域ともに農業生産基盤整備事業等で整備された優良農地を中心に生産性の向上・効率化に努める。

都市地域で平坦な地形を有する地区は、農業生産基盤整備事業による集団的優良農地が連たんしているため、今後も農地の利用集積を進めていく。中でも、農用地保全区域で都市的土地利用を図る際は、区域外への誘導を行い、優良農地の確保を図る。

山村地域の各地区においては、農業生産基盤整備事業は実施されているが、一区画の面積が小さく、大きな労力を要する農村特有の問題が農地の利用集積の妨げとなっているため、認定農業者等を核とした農作業の受委託体制の推進を図るとともに、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落営農の持続的な取組を促進する。

また、人口減少という喫緊の課題に対しては、地域内に居住促進地区を設定するなど、安全・安心に居住できる宅地の確保を図る。

表 地区別・用途別面積

単位：ha

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
拳母	347	0	0	5	352
高橋	242	0	0	2	244
上郷	807	0	0	7	814
高岡	1,296	0	0	14	1,310
保見	621	0	0	10	631
猿投	240	0	0	4	244
石野	183	13	0	1	197
松平	207	0	0	0	207
藤岡	186	0	0	6	192
小原	187	0	0	0	187
足助	387	0	0	0	387
下山	374	0	0	6	380
旭	315	0	0	3	318
稲武	174	212	0	0	386
計	5,566	225	0	58	5,849

(注) 資料：全域農用地データを地区・用途毎に分類し、各図上面積の合計等から算出。

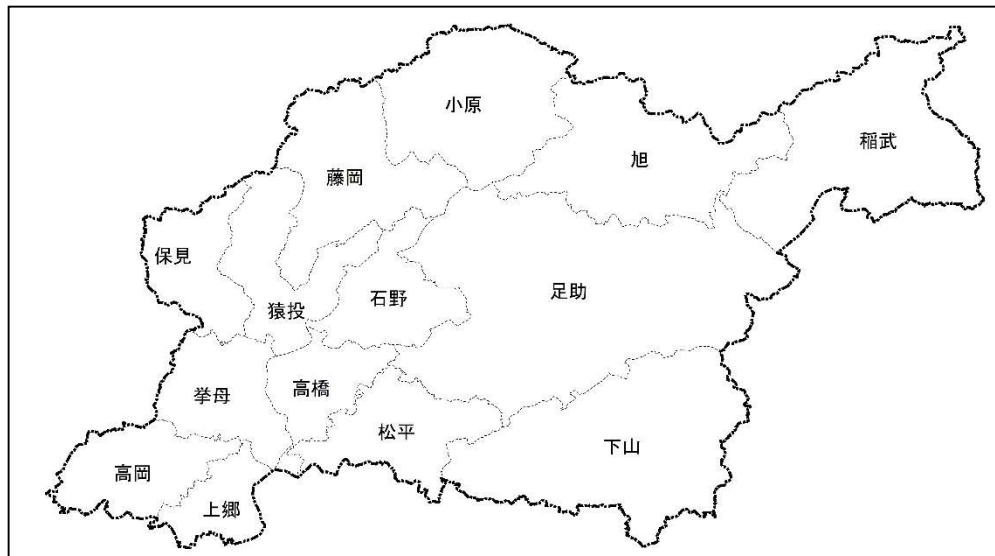


図 本市の地区区分図

イ 用途区分の構想

本市における、地区区分は以下のとおりである。

(ア) 拳母地区

逢妻女川水系に属する平坦部の農用地は、そのほとんどで既に農業生産基盤整備を実施しており、耕地条件が良いことから、今後も農地として利用する。西山台地の農用地は、農業生産基盤整備が行われておらず都市化が進展しているが、生産意欲の高い畜産農家が存在するため、耕畜連携を図りながら農地として利用する。

その他、菜種などを使った加工品の他、鶏卵などの加工・販売に取り組む動きもあるため、6次産業化も推進する。

(イ) 高橋地区

鞍ヶ池・寺部池及び神池水系に属する平坦な農用地、樫尾川水系に属する山間部の農用地の大部分で農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

また、専業農家の経営強化に向け、水稻+麦・はくさい等の複合化も図っていく。

なお、地区内では「中央公園第二期整備事業」(約 24ha) が計画されており、地域農業への影響を最小限にするよう農業的土地利用との調和を図る。

(ウ) 上郷地区

令和 2 年に実施した農家意向調査結果(以下、「農家意向調査結果」)では、地区別の所有農地の面積が最も大きく、大規模な法人・経営体等による稲作中心の営農が進んでいる。西部に位置する枝下用水及び明治用水水系に属する平坦部の農用地の大部分で既に農業生産基盤整備を実施しており、15ha 以上の団地を形成しているため、今後も農地として利用する。

また、大区画ほ場整備を実施した矢作川と明治用水に囲まれた農用地では、市内有数の優良農地として高度利用を図る。

なお、既存の大規模工場隣接地に「福受地区産業用地整備事業」(約 24ha)、上郷スマートインターチェンジ、豊田東インターチェンジ周辺では、「豊田上郷 SIC 周辺地区産業用地整備事業整備事業」(約 23ha)、「豊田東 IC 周辺地区産業用地整備事業」(約 30ha) が計画されており、今後、農業を基本とした土地利用を守りつつ、産業用地との調和を図る。

榑塚東町、榑塚西町、畝部西町、畝部東町、幸町、配津町、鴛鴨町、上郷町、永覚町町は特定保全農用地区域として指定し、優良農地の確保を図る。

(工) 高岡地区

大規模な法人・経営体等による稲作中心の営農が進んでいる本地区では、枝下用水水系に属する農用地や逢妻男川水系に属し、国道 155 号、東名高速道路、名鉄三河線に囲まれた農用地などで、農業生産基盤整備が実施されており、20ha 以上の団地も形成されているなど、耕作条件も良く今後も農地として利用する。

また、逢妻女川流域に属する中田台地の農用地は、一部農業生産基盤整備事業が施行中(39.2ha)であり、生産意欲の高い果樹農家もあることから今後も農地として利用す

る。

本地区一帯は、各種幹線道路網が整備されたことで流通業務等の都市的土地需要が高く、「堤地区産業用地整備事業」（約 24ha）、豊田南インターチェンジ周辺では「駒場地区産業用地整備事業」（約 18ha）が計画されていることから、農業を基本とした土地利用を守りつつ、産業用地との調和を図るとともに、周辺農地の利用集積及び効率的な利用を促進する。

なお、若林駅周辺では、土地区画整理事業(約 17.3ha)の実施により市街化区域の編入が計画されており、都市的土地需要が見込まれるため、地域農業への影響を最小限にするよう土地利用の調和を図る。

中田町、駒場町、生駒町は特定保全農用地区域として指定し、優良農地の確保を図る。

(オ) 保見地区

東保見大池・八木池上池・伊保蓮池水系、田柵川水系に属する平坦部の農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、10ha 以上の団地を形成し、耕作条件も良いことから今後も農地として利用する。

また、伊保川水系に属する農業生産基盤の未整備区域については、農地の集団性が保たれていることから、今後も農地として利用する。

さらに、伊保原台地の農用地は、市街化区域に隣接し、水利条件、営農条件が良好ではないが、生産意欲の高い畜産農家等も存在することから、今後も農地として利用する。

なお、上豊田駅周辺において、「(仮) 上豊田駅周辺地区土地区画整理事業」（約 24ha）が検討されており、都市的土地需要が見込まれるため、地域農業への影響を最小限にするよう土地利用の調和を図る。

(カ) 猿投地区

枝下用水水系に属する平坦な農用地は、既に農業生産基盤整備が実施され、15ha 以上の団地を形成し、耕地条件も良いことから今後も農地として利用する。

北部台地、御船台地の農用地は、集団的な果樹（もも、なし、かき）の生産が盛んであるほか畑としても利用されているため、今後も農地として利用する。

また、御船川水系に属する平坦部の農用地は、既に農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

さらに、平成 16 年度に開設した農ライフ創生センターを拠点として、都市住民の農業への関わりを引き続き支援する。

(キ) 石野地区

勘八・手呂・成合集落周辺の農用地は、農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

また、農家意向調査結果では、耕作放棄地の面積規模が最も大きい結果となっていることから、生産性の向上を図るため、基盤整備を検討するとともに都市部に近い地理的条件を生かして多様な担い手の確保を図り、担い手への農地集積を推進して耕作放棄地の解消に努める。

(ク) 松平地区

農家意向調査結果では、地区別の所有農地の面積が最も小さい結果であったが、各集落の農用地では農業生産基盤整備を実施していることから、こうした農用地を中心に今後も農地として利用する。

また、米をはじめ、しいたけ、野菜等の安定的な経営を推進している本地区では、都市近郊という地の利と観光資源を生かし、都市との交流を推進する。

さらに、地区内の耕作放棄地の再生を進めながら、耕作放棄地の発生防止を図る。

(ケ) 藤岡地区

木瀬川水系に属する農用地は、既に農業生産基盤整備を実施しており、耕地条件が良いことから、今後も農地として利用する。

また、飯野川水系に属し藤岡地区の中心部周辺の農用地では周辺の開発等により混住化しているが、農業生産基盤整備を実施した農用地を中心に今後も農地として利用する。

さらに、団体営農地造成事業で整備された北一色地区では、引き続き未利用地の解消に努めるとともに今後も農地として利用する。

なお、県営農地開発事業により畑地造成された御作西川地区の農用地は、果樹、露地野菜、茶が作付され、みつば等の農業用施設があるため、農道整備等により農地の高度利用を検討する。

(コ) 小原地区

地域の約 83%が山林であり、地区全域にわたり土地の起伏が激しく、耕地条件は恵まれていないが、田代川、犬伏川、大平川沿いの狭小な谷に沿って点在する農用地では、農業生産基盤の整備率が高く今後も農地として利用する。

また、山村地域特有の地形により、狭い浸食谷等の山合いまで小規模に農用地が点在しているが、農業生産基盤の未整備農地と一体的に今後も農地として利用する。

その他、地区内の耕作放棄地の解消を進めながら発生防止を図るとともに、養鶏卵などの生産拡大を図り 6 次産業化も推進する。

(サ) 足助地区

西部の巴川水系周辺に属する比較的平坦な農用地や北部の矢作川水系に属する阿摺川沿いの農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

また、主要地方道瀬戸設楽線、国道 153 号に挟まれた足助川沿いに点在する農用地や国道 153 号沿いの農用地は、面積も小規模であるが、農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

なお、本地域で多く生産されているミネアサヒをはじめ、高原とまとやなすについても一層の販売網の整備や高付加価値化を図る。

(シ) 下山地区

西部の郡界川水系に属する平坦地の農用地や東部の野原川水系に属する農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、今後も農地として利用する。

また、中部の巴川、大桑川水系に属する農用地では、農業生産基盤整備を実施してお

り、水稻を中心に花き施設園芸との複合経営の促進により今後も農地として利用する。

なお、傾斜度がきつい山合いの農地では、農業生産基盤整備や機械化も困難であることから、畑作物の栽培を推進する。

(ス) 旭地区

南部の介木川、阿摺川及び大坪川流域の農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、集団化された農用地の区画規模は小さいが、水稻を中心とした野菜との複合経営等を推進することで今後も農地として利用する。

北部の矢作川、中切川、阿妻川及び明智川水系に属する農用地では、南部に比較して急峻な農地が多くみられるが、農業生産基盤整備を実施しており、水稻を中心とした野菜との複合経営等を図るとともに、気候を利用した地域特産物（梅、自然薯、ブルーベリー、蜂谷柿、そらまめ、マコモダケ等）の生産を推進することで今後も農地として利用する。

(セ) 稲武地区

中部の市街地周辺、国道 153 号、国道 257 号及び河川沿いに小集団で点在する農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、水稻、花きを中心とした栽培を推進し、今後も農地として利用する。

また、中当地域の名倉川両岸に形成された比較的耕地条件の良い農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、地形的には稲武地区で最も恵まれているため、機械化・省力化の推進を図るとともに、今後も農地として利用する。

さらに、野入地域の国道 153 号沿いに団地化された農用地や押山地域の矢作川支流に属する奥畑川沿いに点在する農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、水稻、野菜等を中心とした栽培を推進し、今後も農地として利用する。

花き（菊）栽培が盛んな小田木・富永地域の農用地では、農業生産基盤整備を実施しており、ほ場 1 区画の面積も広いことから、花き、水稻を中心とした栽培を推進し、従来の営農体系を維持しつつ今後も農地として利用する。

【農家意向調査概要】

調査名：豊田市農業振興地域整備計画に関する農家意向調査
対象者：市内の農地所有者又は耕作者の中から無作為に抽出した農家
調査期間：2020年4月22日発送、2020年5月31日（締め切り）
発送数：2,700通
回収数：1,684通（回収率／62.4%）

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業生産基盤整備事業は、愛知県、本市（合併前の町村含む）、土地改良区等によって、区画整理事業、農道整備事業、農業用排水事業等の各種事業が進められてきた。

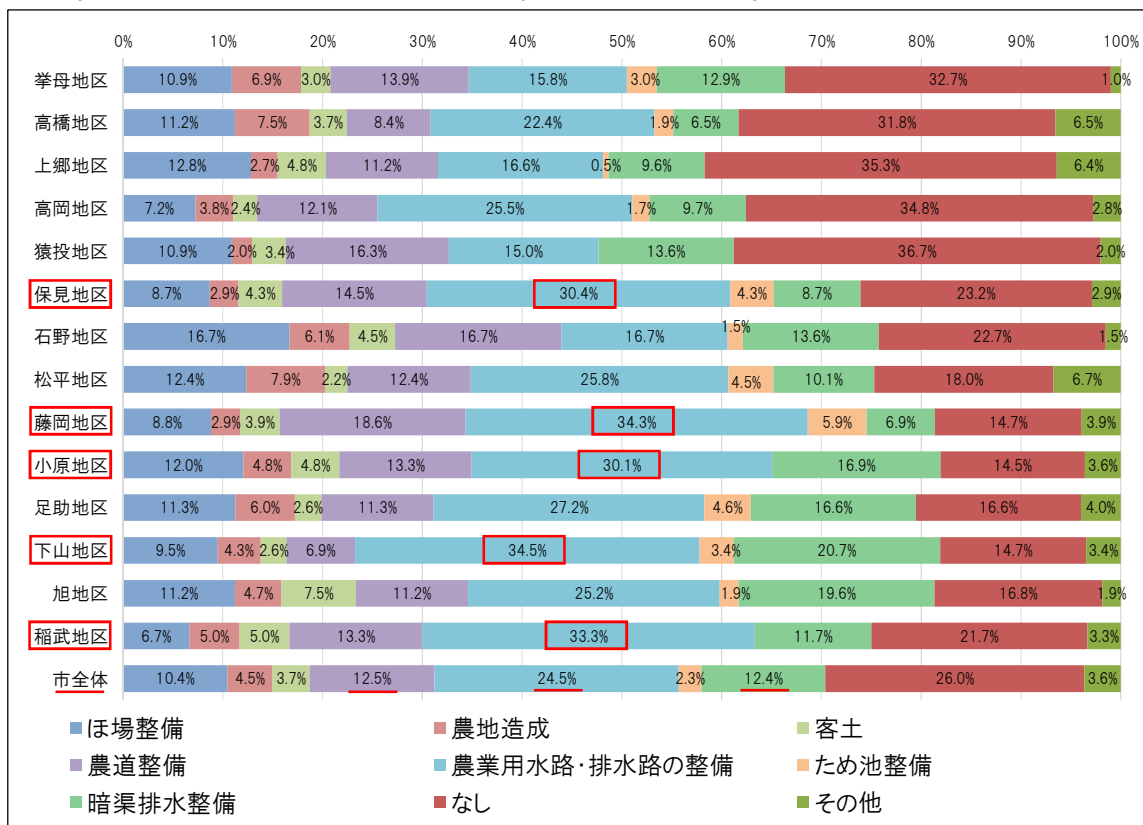
農業生産基盤整備事業は、昭和40年から挙母地区の県営ほ場整備事業猿投地区、下山地区の第一次農業構造改善事業東大沼・田代地区が着手され、市全域で204地区が整備されている。そのうち、面整備に関する事業は165地区で事業全体の約81%が区画整理事業、農地造成事業、開墾事業にて整備されている。

市内の農地の整備率は、令和元年集計で水田（30a区画程度の整備された田）が66.2%、畑・樹園地（農道が幹線、支線とも完備されたもの）が99.2%と高い整備状況である。

今後は、整備された農用地や施設の適切な維持管理を図るとともに、各地域の状況に応じた農業生産基盤整備事業として、農業就業者の確保・担い手の育成等と一体的になって生産性の向上と農業経営の安定化を図っていく。

農家意向調査結果では、必要だと思う生産基盤について、「農業用水路・排水路の整備」が24.5%、「農道整備」が12.5%、「暗渠排水整備」が12.4%で要望が多く、なかでも保見・藤岡・小原・下山・稲武地区などで「農業用水路・排水路の整備」が30%を超えて多いことから、こうした地元の要望も踏まえて整備を推進する。

（問）必要だと思う生産基盤（主に耕作している地区別）



（注）令和2年実施の『豊田市農業振興地域整備計画に関する農家意向調査』

(1) 拳母地区

本地区では、これまでに県営ほ場整備事業等を実施してきており、水田では区画整理や愛知用水の末端水路等が整備され、畑地や樹園地では県営土地改良総合整備事業などにより、用・排水路や暗渠排水等の整備が進んでいる。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水路等の老朽化や農道の破損等が懸念されており、また、御幸・前田地域では、農地の基盤整備が十分ではない、という意見も聞かれる（人・農地プラン協議結果）。農家意向調査結果でも必要だと思う生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」、「農道整備」、「暗渠排水整備」への意向が高かった。

そのため、今後は、都市化が進展する地区内において、地元農家の意向を踏まえながら非農家の生活環境とも調和を図った用・排水路整備や農道整備、暗渠排水整備等を検討して農業経営の合理化・省力化に努める。

(2) 高橋地区

本地区では、これまでに団体営ほ場整備事業等を実施してきており、区画整理や用・排水路、農道等が整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水路等の老朽化が懸念されており、また、農家意向調査結果では、必要だと思う生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」、「ほ場整備」、「農道整備」への意向が高かった。

地区内では、専業農家の経営強化に向けた複合経営も検討していくこととしており、地元農家の要望を確認しながらほ場整備をはじめ、用・排水路整備、農道整備を検討して農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

(3) 上郷地区

本地区では、これまでに県営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業等を実施してきており、区画整理や用・排水路、農道等が整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水等の老朽化や農道の破損等が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思う生産基盤整備として、「農業用水路・排水路の整備」、「ほ場整備」、「農道整備」への意向が高かった。

地区内ではスマートインターチェンジの整備により産業団地の整備が計画されており、農業を基本とした土地利用を守りつつ、都市的土地利用との調和を図り、地元農家の要望を確認し団地化ほ場の特性を生かせるよう、ほ場整備や用・排水路整備、農道整備を検討して農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

(4) 高岡地区

本地区では、これまでに県営・団体営ほ場整備事業、県営かんがい排水事業、農村総合整備モデル事業等を実施してきており、区画整理、排水路等が整備されている。また、現在、県営ほ場整備事業中田地区が施行中である。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水等の老朽化等が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思う生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」、「農道整備」、「暗渠排水整備」の順に意見が多い結果であった。

地区内には 20ha 以上の団地化された農地が形成されているなど、耕作条件が良好な農

地も多い一方で、幹線道路が通る地区内において、流通・産業団地の整備が計画されているなど、都市的な土地利用も計画されている。そのため、こうした都市的土地利用との調和を図りつつ地元農家の要望を確認し、団地化ほ場の特性を生かせるよう、用・排水路整備や農道整備、暗渠排水整備等を検討して農業経営の合理化・省力化を推進する。

(5) 保見地区

本地区では、これまでに団体営ほ場整備事業、集団農区総合整備事業等により、区画整理を実施してきている。

しかし、用・排水等の老朽化、農道の破損、ほ場整備の必要性に関する声もあり、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」、「農道整備」、「ほ場整備」への意向が高かった。

地区内には 10ha 以上の団地化された農地が形成されているほか、生産意欲の高い畜産農家も多い一方で、上豊田駅周辺は土地区画整理事業により市街化区域への編入も計画されている。そのため、こうした都市的土地利用との調和を図りつつ地元農家の要望を確認し、大区画ほ場の特性を生かせるよう、用・排水路整備や農道整備、ほ場整備等を検討して農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

(6) 猿投地区

本地区では、これまでに県営・団体営ほ場整備事業、県営農道整備事業等を実施してきており、ほ場や農道、用・排水路等が整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水等の老朽化や農道の破損等が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農道整備」、「農業用水路・排水路の整備」、「暗渠排水整備」への意向が高かった。

地区内には 15ha 以上の団地化された農地が形成されているほか、北部台地や御船台地では果樹の生産が盛んであることから、地元農家の要望を確認し、農道整備を推進するとともに、団地化ほ場の特性を生かしつつ、栽培する品目を見据えた用・排水路整備、暗渠排水整備等を検討して農業経営の合理化・省力化を推進する。

(7) 石野地区

本地区では、これまでに地域農政特別対策事業、団体営土地改良総合整備事業等を実施してきており、区画整理等を中心に整備が実施されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水路等の老朽化や農道の破損等が懸念されており、また、更なる農地の基盤整備が必要という意見も聞かれる（人・農地プラン協議結果）。農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「ほ場整備」「農道整備」「農業用水路・排水路の整備」への意向が高かった。

地区内には、ぶどうを中心に樹園地が増加しつつあることから、地元農家の要望を確認しながら栽培する品目を見据えたほ場整備や農道整備、用・排水路整備等を検討して農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

(8) 松平地区

本地区では、これまでに県営ほ場整備事業等を実施してきており、区画整理等を中心に整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水等の老朽化や農道の破損等が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」「ほ場整備」「農道整備」への意向が高かった。

そのため、地元農家の要望を確認しつつ、米をはじめ、しいたけ、野菜等の栽培する品目を見据えたほ場整備や農道整備、用・排水路整備等を検討して、農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

(9) 藤岡地区

本地区では、これまでに団体営ほ場整備事業、県営農地開発事業等を実施してきており、区画整理や農地造成等を中心に整備が実施されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、農道の破損、用排水等の老朽化、湧水による湿田などにより営農への支障が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」「農道整備」「ほ場整備」への意向が高かった。

地区内には、周辺の開発等により混在化している箇所もあることから、地元農家の意向を踏まえながら、非農家の生活環境とも調和を図った用・排水路整備や農道整備、ほ場整備等を検討する。さらに、北一色地区では未利用地を解消するほ場整備の検討、御作西川地区では果樹、露地野菜、茶、みつば等の農業用施設等を生かせる整備を検討するなど、農地利用の効率化・高度化に努める。

(10) 小原地区

本地区では、これまでに団体営ほ場整備事業等を実施してきており、区画整理等を中心に整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水施設等の老朽化、湧水による湿田が営農への支障が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」「暗渠排水整備」「農道整備」への意向が高かった。

地区内は約 83%が山林であり、田代川、犬伏川、大平川沿いの狭小な谷に沿って小規模に点在する農地であることから、地元農家の要望を確認し、未整備農地と一体的に地形状況に合わせた用・排水路や暗渠排水等の水利施設や農道整備などを検討して農業経営の合理化・省力化を推進する。

(11) 足助地区

本地区の農用地は、山合いに分散し、棚状を呈している箇所も多いが、県営・団体営ほ場整備事業等を実施してきており、区画整理等を中心に整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水施設等の老朽化等により、営農への支障が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」「暗渠排水整備」「ほ場整備」「農道整備」への意向が高かった。

地区内の農地は面積が小規模ながらも、ブランド米（ミネアサヒ）をはじめ、高原とまtoyanaなども生産しており、地元農家の要望を確認しながら、農地規模を勘案した農業用・排水路整備をはじめ、暗渠排水整備、ほ場整備、農道整備等を検討して、農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

(12) 下山地区

本地区の農用地は、河川沿いを中心に小規模に分散しているが、県営ほ場整備事業等を実施してきており、区画整理等を中心に整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水施設等の老朽化等により、営農への支障が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」「暗渠排水整備」「ほ場整備」への意向が高かった。

地区内では、水稻を中心に花き施設園芸との複合経営を推進していることから、地元農家の要望を確認しながら栽培する多様な品目を見据えた農業用用・排水路整備、暗渠排水整備、ほ場整備等を検討して農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

(13) 旭地区

本地区の農用地は、山合いに点在し、傾斜度が強く団地規模も小さいが、県営・団体営ほ場整備事業等を実施してきており、区画整理等を中心に整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水施設等の老朽化等により、営農への支障が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」「暗渠排水整備」「ほ場整備」「農道整備」への意向が高かった。

地区内では、農用地の区画規模は小さいものの、水稻を中心とした野菜との複合経営を検討していくこととしており、地元農家の要望を確認しながら農業用用・排水路整備をはじめ、暗渠排水整備、ほ場整備、農道整備等を検討して農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

(14) 稲武地区

本地区では、団体営ほ場整備事業、農村基盤総合整備事業等を実施してきており、区画整理等を中心に整備されている。

しかし、早期に整備を実施した区域等では、用・排水施設等の老朽化、農道の破損等により、営農への支障が懸念されており、農家意向調査結果では、必要だと思ふ生産基盤整備として「農業用水路・排水路の整備」「農道整備」「暗渠排水整備」への意向が高かった。

地区内では、水稻や花き（菊）、野菜等を中心とした栽培を推進していることから、地元農家の要望を確認しながら栽培する多様な品目を見据えた農業用用・排水路整備、農道整備、暗渠排水整備等を検討して農地利用の効率化・高度化、農業経営の合理化・省力化を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
【新規】 県営かんがい排水事業 (明治用水西井筋地区)	農業用用水 L=5.5km 事業費 4,040,000 千円	挙母	1.5	1	愛知県 R1～R10年度

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地 区	受益面積 (ha)		
【新規】 県営農地環境整備事業 (下山地区)	農業用用水 L=18.1km 農業用排水 L=16.7km 農地保全 17ヶ所 暗渠排水 4.0ha 区画整理 0.4ha 排水路工 L=0.4 km 農地保全 4ヶ所 事業費 1,778,000 千円	下山	79.2	2	愛知県 R1～R6年度
【新規】 県営農地環境整備事業 (つくば地区)	農業用用水 L=6.9km 農業用排水 L=10.4km 事業費 991,000 千円	旭	59	3	愛知県 H29～R4年度
【新規】 県営農地環境整備事業 (大野瀬地区)	用水路工 一式 排水路工 一式 事業費 300,000 千円	稲武	13	4	愛知県 R3～R8年度

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業生産基盤整備事業を実施する農用地に介在、または隣接する森林地域については、地域森林計画との調整を図る。

4 他事業との関連

用排水改良事業の実施にあたっては、県営かんがい排水事業との調整を図りながら、水利用の合理化を検討する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

都市部の地域には、老朽化等により利水・防災機能が低下しているため池が存在しており、堤体決壊により下流部農地のみならず、住宅や公共用施設に被害が及ぶ心配がある。

また、イノシシやシカ等の獣害の他、農地への不法投棄が発生しており、これが営農意欲の減退に拍車をかけ農地の荒廃化に繋がっている。

農家意向調査結果では、農地の利用に関し困っていることとして、都市部では、「有害鳥獣に農地や農作物を荒らされる」(24.0%)が最も多く、次いで「農地への不法投棄」(16.6%)、「都市化や宅地化による営農環境の悪化」(11.1%)の順となっている。

農家意向調査結果での同質問において農村部で「有害鳥獣に農地や農作物を荒らされる」(55.3%)が顕著である。また、次いで「周辺の農地が不耕作地で、耕作や管理が難しい」(18.0%)も比較的多い。

今後は、老朽化したため池を改修し、本来の機能回復を図ることによって、用水の安定供給と地域住民の安全の確保に努めるとともに、関係団体や愛知県と連携しながら、有効な獣害防止策（「豊田市有害鳥獣駆除実施要綱」に則した有害鳥獣駆除の実施等）や不法投棄対策（不法投棄パトロール隊の活動等）を図ることにより、農地の荒廃防止に努める。



イノシシ捕獲おり
豊田市 HP より

さらに、中山間地域等直接支払制度の活用や集落営農組織の設立、「人・農地プラン」の実質化を経た農地の集約化など、地域活動の取組を支援する。

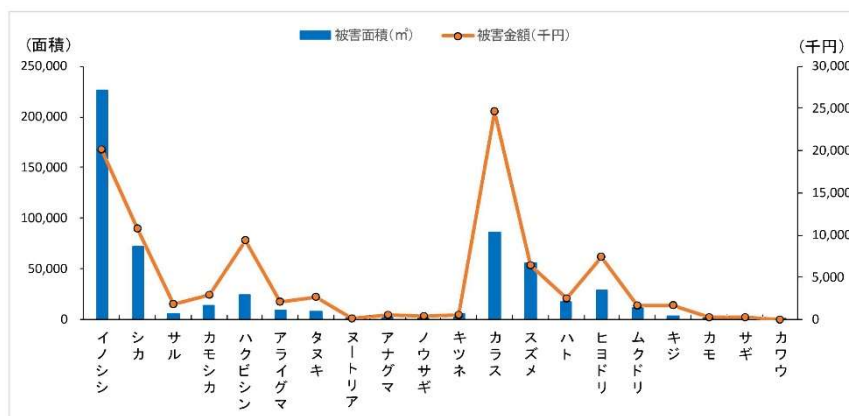
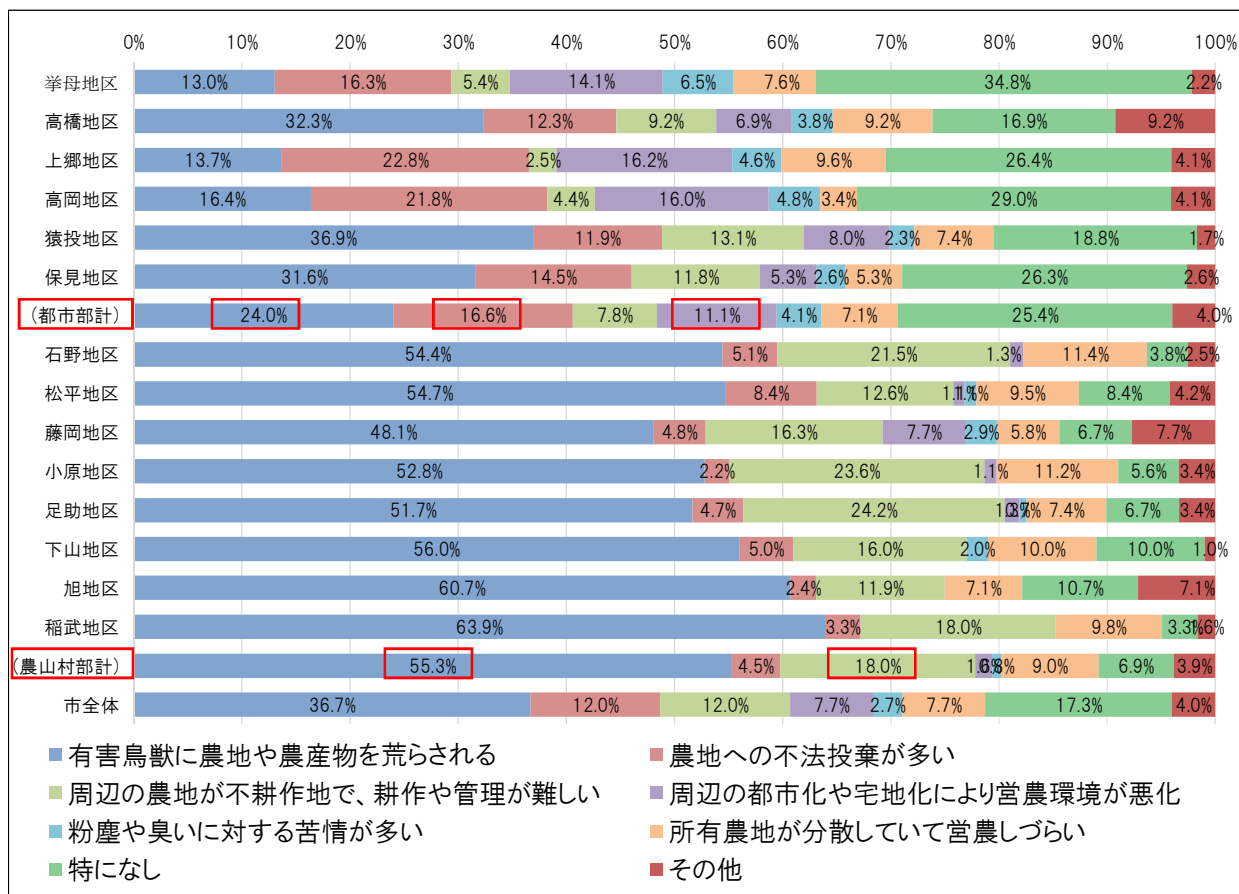


図 鳥獣害別農作物被害面積・被害金額（令和元年）

(注) 資料：豊田市鳥獣被害防止計画、令和元年鳥獣被害アンケート分析結果報告書

(問) 農地の利用に関し困っていること（主に耕作している地区別）



(注) 令和2年実施の『豊田市農業振興地域整備計画に関する農家意向調査』

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
【新規】 国営造成施設管理体制整備促進事業（明治用水）	管理体制整備 事業費 91,000 千円	挙母	4,615	1	東海農政局 R1～R4年度
【継続】 国営総合農地防災事業（矢作川総合第二期）	頭首工 1 箇所 取水工 1 箇所 用水路工 15.5km 事業費 45,126,000 千円	豊田	5,441	2	東海農政局 H26～R11年度
【継続】 県営湛水防除事業（上郷2期地区）	排水機場 1 式 事業費 3,900,600 千円	上郷	288	3	愛知県 H26～R4年度
【継続】 県営水質保全対策事業（矢作西部地区）	用水路工 L=6,800m 事業費 698,000 千円	豊田	247.2	4	愛知県 H26～R2年度
【継続】 県営水質保全対策（矢作東部地区）	用水管工 L=1,890m 事業費 735,000 千円	豊田	158.4	5	愛知県 H28～R2年度

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
【継続】 県営防災ダム事業 (東保見大池・新池地区)	ため池工 2 か所 事業費 496,800 千円	保見	18.6	6	愛知県 H28～R2年度
【継続】 県営防災ダム事業 (伊保新池・蓮池地区)	ため池耐震補 一式 事業費 351,300 千円	保見	23.3	7	愛知県 H29～R3年度
【新規】 県営緊急農地防災事業 (上ヶ根池 2 号地区)	ため池改修 一式 事業費 78,111 千円	猿投	9.6	8	愛知県 H30～R2年度
【継続】 県営老朽ため池整備事業 (大堤池地区)	ため池改修 一式 事業費 106,100 千円	石野	5.8	9	愛知県 H30～R2年度
【新規】 県営老朽ため池整備事業 (本地新池地区)	ため池改修 一式 事業費 243,200 千円	挙母	5.2	10	愛知県 H30～R3年度
【継続】 県営用排水施設整備事業 (伊保川地区)	取水堰改修 一式 事業費 254,000 千円	保見	23	11	愛知県 H30～R4年度
【新規】 県営緊急農地防災事業 (鎌切池地区)	ため池改修 一式 事業費 80,000 千円	保見	5.7	12	愛知県 H30～R3年度
【新規】 県営水質保全対策事業 (逢妻地区)	農業用用水 L=2.05km 事業費 725,100 千円	高岡	200.4	13	愛知県 H30～R4年度
【新規】 県営震災対策農業水利 施設整備事業 (枝下用水地区)	農業用用水 L=3.15km 事業費 5,637,300 千円	豊田	1,247.6	14	愛知県 H30～R6年度
【継続】 県営防災ダム事業 (八木池上池・下池地区)	ため池耐震強 一式 事業費 122,000 千円	保見	5.4	15	愛知県 R1～R4年度
【新規】 枝下用水 3 期長寿命 化・防災減災整備計画	水管理施設改修 14 箇所 事業費 409,000 千円	豊田	1,582.0	16	愛知県 H30～R3年度
【新規】 県営緊急農地防災事業 (枝下地区)	中央管理センター 一式 放水門 8 箇所 附帯システム 4 箇所 事業費 260,000 千円	豊田	468.3	17	愛知県 R1～R2年度
【新規】 枝下用水 4 期長寿命 化・防災減災整備計画	水管理施設改修 一式 事業費 210,000 千円	豊田	1,526.0	18	愛知県 R2～R4年度
【新規】 老朽ため池整備事業 (保見地区)	老朽ため池改修 1 か所 事業費 118,000 千円	保見	6.1	19	愛知県 R2～R5年度
【新規】 県営防災ダム事業 (飯野新池地区)	ため池耐震強 一式 事業費 173,500 千円	藤岡	7.3	20	愛知県 R1～R3年度
【新規】 震災対策農業水利施設 整備事業 (枝下用水 2 期地区)	用水路 L=9.15km	豊田	1,256.7	21	愛知県 R2～R17年度

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地 区	受益面積 (ha)		
【新規】 県営農業水利施設保全 対策事業 (枝下用水 4 期地区)	水管理施設改修 一式	豊田	1,526.7	22	愛知県 R2~R4年度
【新規】 県営防災ダム事業 (孫目池地区)	ため池改修 1カ所	挙母	32.5	23	愛知県 R2~R4年度
【新規】 県営防災ダム事業 (和田ヶ池地区)	ため池改修 1カ所	保見	24.8	24	愛知県 R2~R4年度
【新規】 県営緊急農地防災事業 (切山池 1 号地区)	ため池改修 1カ所	保見	6.0	25	愛知県 R2~R5年度
【新規】 単独緊急農地防災事業 (吉原補助用水地区)	排水路 L=789m	高岡	22.0	26	豊田土地改良区 R2~R5年度
【新規】 県営防災ダム事業 (椀貸池地区)	堤体工 一式 事業費 262,000 千円	保見	5.0	27	愛知県 R3~R6年度
【新規】 県営防災ダム事業 (徳間池地区)	堤体工 一式 事業費 130,000 千円	保見	7.0	28	愛知県 R3~R5年度

(注) 1 事業施行中の事業費は予定額である。

2 受益面積及び事業費の () 書きは他の市を含む。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 集落協定に基づく農地保全活動

ア 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組

荒廃農地の発生抑制や再生の問題は、土地所有者個人の問題にととまらず地域全体の問題であるため、農業生産活動により生ずる多面的機能の発揮の確保が、地域住民の身近な問題として理解されるような啓発活動を進めるとともに、多面的機能支払交付金事業を活用し、農業水利施設等を保全する活動に地域全体で取り組む。

特に、山村地域では高齢化の進行に加え、生産条件が不利な条件があることから、荒廃農地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されているため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業の導入により、土地改良施設の利活用及び保全整備等、集落共同活動を推進する人材の育成と活動の推進を図る。同事業では、以下のような成果目標を掲げている。



排水路の清掃（宮口新田農地・水保全会）

豊田市 HP より

- ア) 地域活性化ビジョンの作成及び土地改良施設等保全整備調査の実施
- イ) ふるさと水と土指導員の育成及び活動支援

イ 山村地域の集落協定に基づく取組

中山間地域等直接支払制度により、地域で発生する農業・農村振興の課題について、地域が主体的に取り組める組織体制の整備と、地域ぐるみの農村環境保全の取組を支援することにより、農地の持つ多面的機能の維持向上を図る。

具体には、以下のような取組に対して支援する。

- ア) 対象地域：下記地域の農業振興地域内の農用地で、基準以上の傾斜がある1ha以上のまとまりのある農地

通常地域（国が定めた地域）：藤岡・小原・足助・下山・旭・稲武地区

特任地域（県が認定した地域）：石野・松平地区

- イ) 対象となる行為

- ① 耕作放棄を防止する活動
- ② 農業用水路、農道等の管理活動
- ③ 多面的機能を増進する活動
- ④ 将来に向けた農業生産活動の体制整備に向けた取組

（注）資料：愛知県農業振興地域整備基本方針、愛知県 HP、豊田市 HP

(2) 農地の保全管理等のための資金援助対策

本市では、農作物の鳥獣被害が多発しているため、「豊田市鳥獣被害防止計画」に基づき、以下のような鳥獣害対策の実施を推進している。

- ア 捕獲等に関する取組（猟友会による有害鳥獣駆除、捕獲おりの導入支援、くくりわなによる捕獲等）
- イ 侵入防止柵の設置等に関する取組（侵入防止柵の整備支援、緩衝帯整備、サルの追い払い等）
- ウ 体制の構築（研修会の開催、先進地視察等）
- エ 普及・啓発活動（鳥獣被害調査による被害状況の把握、広報誌・いのしし通信・HP等による情報提供等）

また、農地のイノシシ被害により農作業に影響がある場合、復旧工事を市が支援している。

- ア 農地の復旧工事
- イ 施設（農道・水路）の復旧工事
- ウ 材料支給

さらに、湿田（沼田）解消の支援も行っている。

- ア 復旧工事
- イ 材料支給

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農家の大多数は第二種兼業農家で占められているが、水田作では全国的に注目される農地所有適格法人が育成され、野菜、果樹、花き、地域特産物（じねんじょ、菊等）の農業経営では、高収益が見込める品目を担い手農家が中心となって導入を進め、地域としての産地化を図っている。

一方で、都市化、工業化の進展により、若い世代の非農業部門への流出現象が続き、農業者の減少と高齢化が進行している。また、地域の農業経営に格差があり、都市地域では農地所有適格法人等による規模拡大が図られているが、山村地域では、遊休農地が増加しており、土地の流動化が進んでいないのが現状である。

そこで、新規就農者を増やすほか、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるよう、令和7年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についても、さらなる経営強化を指導・推進していくこととする。

効率的かつ安定的な農業経営の目標として、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で定めている農業所得（農業経営の発展目標）を基幹経営体で600万円、年間総労働時間を1,800時間とし、他産業並みの労働水準を目指していく。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域その他産業従事者と概ね同等の年間労働時間及び効率的かつ安定的な農業経営の目標労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を育成・確保する。

（注）資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

ア 都市地域

本市の中心市街地である矢作川右岸が拳母地区、左岸が高橋地区であり、いずれも混住化が進んでいる。高橋地区の矢作川沿いでは平坦な優良農地が広がり、水稻を中心とした営農が展開されており、農地所有適格法人を中心に農地の利用集積が行われている。今後も農地の集団的利用を推進するとともに受託部会を育成し地域の担い手を確保する。その他の地域においても、都市化の激しい中、野菜、園芸、酪農、養鶏といった生産意欲の高い農家が存在することから生産性の向上を図り、農業の振興に努める。

上郷・高岡地区は、市の南西部に位置し、平坦でなだらかな丘陵地が広がり、水田、畑地、果樹園が地区全体の過半を占める。高規格道路のインターチェンジやジャンクション建設などが進められ、物流施設や工場の進出が進んでいる。その中であって近年は、ほ場整備事業による大区画耕地の整備が図られ、農地所有適格法人を中心に農地の利用集積に成果を上げており、上郷地区では受託部会による受委託も進んでいる。

また、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業の他、茶、なし、洋ランの栽培が盛んであり、今後は、農地の利用集積による経営規模の拡大を促進し、生産組織や認定農業者の育成を図り、米・麦・大豆を中心に施設園芸などの特性を生かした農業の振興を推進する。

猿投・保見地区は市の西部に位置し、山麓に広がる猿投北部丘陵地では、なし、もも、かきの栽培が盛んであり県下有数の産地となっている。今後は、この体系を維持し一層のブランド化を推進していく。

野菜についても一部ではくさい、すいかを中心に作付しており、市内随一の産地である。今後は、現在の営農部会を中心に栽培の均一化、品質の向上と生産コストの低減に努めながら振興を図っていく。

さらに、保見地区伊保川沿い、猿投地区籠川沿いに平坦地が広がり、水田を中心に集団性が保たれており、農地所有適格法人等が農地の利用集積を行っている。今後は、農業生産法人の経営基盤の強化を図るとともに、担い手を育成し農地の保全に努める。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

イ 山村地域

山村地域である松平・石野・藤岡・小原・足助・下山・旭・稲武地区においては、都市部への労働力の流出により、農業就業者が減少し高齢化が進行している。これに伴って、農業後継者に継承されない農地、または担い手に集積されない農地について一部遊休農地となっており近年増加傾向にある。これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

現在、規模は小さいながらも、水稻や野菜、しいたけ、花きなどのほか、ブルーベリー、畜産、施設園芸等に力が注がれているが、今後は地域特性を生かした農林産物の導入とともに生産性の向上を図り、農地の利用集積や担い手の確保を推進する。また、集落ぐるみで実施する獣害対策や集落営農の組織化を進め、持続可能な営農体制を構築し集落の活性化を図る。

さらに、移住・定住しやすい環境づくりを促進するとともに、居住促進地区を中心に安全・安心に居住できる宅地の確保に努める。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針

表 農業経営の発展目標（令和7年度）を可能とする農業経営指標

営農類型		目標規模	作目構成		戸数	地区	流動化目標面積(ha)
基 幹 経 営	水稲作主体 (平坦地)	27.0ha	水稲 麦等 大豆 作業受託	9.0ha 8.0ha 6.0ha 4.0ha		拳母、高橋、上郷、 高岡、保見、猿投	—
	水稲作主体 (農村地域)	17.0ha	水稲 JA出荷 自販 飼料米 作業受託	2.0ha 2.0ha 2.0ha 11.0ha		石野、松平、藤岡、 小原、足助、下山、 旭、稲武	—
	露地野菜	3.0ha	はくさい すいか	1.5ha 1.5ha		拳母、高橋、保見、 猿投、足助、下山、 旭、稲武	—
	施設野菜	0.3ha	いちご	0.3ha		保見、猿投、松平、 藤岡、足助	—
	施設花き	0.3ha	シンビジ ウム	0.3ha		下山、旭	—
	施設花き	0.23ha	観葉植物 (ポトス等)	0.23ha		保見、猿投、松平、 小原、下山、旭	—
	露地花き	0.8ha	小ギク	0.8ha		下山、稲武	—
	果樹	1.8ha	もも	1.8ha		保見、猿投	—
	果樹	1.0ha	ぶどう	1.0ha		拳母	—
	果樹	1.9ha	なし	1.9ha		拳母、保見、猿投	—
	果樹	1.8ha	なし もも	0.9ha 0.9ha		拳母、保見、猿投	—
	茶	2.4ha	てん茶	2.4ha		上郷、高岡、保見、 猿投、下山	—
	酪農	経産牛 育成牛	40頭 12頭	—		拳母、高橋、保見、 猿投	—
	肉用牛	肉用牛	170頭	—		高橋、下山、旭	—
	養豚	母豚 肉豚	50頭 425頭	—		高橋、上郷、高岡	—
	採卵鶏	採卵鶏	10,000羽	—		拳母、上郷・高岡、 保見、猿投、藤岡、 小原	—
経営 アップ アップ	水稲作主体	67.0ha	水稲 小麦 大豆 農作業受託	32.0ha 20.0ha 10.0ha 5.0ha		市内全域	—

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成28年度）

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農家意向調査結果では、農業振興地域・農用地区域について、「優良な生産基盤として農用地区域を保全」(30.6%)が最も多く、次いで「耕作放棄、山林原野、ほ場整備がされていない農地は外すなど区域の見直し」(30.3%)、「一部は地域振興に向けて開発し、大部分は残す」(27.7%)となっている。

今後は優良な農用地を保全しつつ、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合

的な利用の促進を図るため、農用地の集団化や農作業の受委託の促進、担い手の育成等のほか、定住・移住の促進を図る。

(問) 農業振興地域・農用地区域について (複数回答)

設問項目	回答数	構成比	0%	10%	20%	30%	40%
1. 優良な生産基盤として農用地区域を保全	199	30.6%				30.6%	
2. 一部は地域振興に向けて開発し、大部分を残す	180	27.7%				27.7%	
3. 宅地化や企業誘致等で開発し、農用地は一部残す	160	24.6%				24.6%	
4. 耕作放棄地、山林原野、ほ場整備がされていない農地は外すなど区域の見直し	197	30.3%				30.3%	
5. 豊田市の活性化に向けて全て解除	78	12.0%			12.0%		
6. その他	31	4.8%		4.8%			
7. わからない	65	10.0%		10.0%			
合計	650	140.0%					

(注) 資料：令和2年実施の『豊田市農業振興地域整備計画に関する農家意向調査』

(1) 農用地の集団化対策

本市では、農地の受け手として、市内14地区において個人で214人、法人で38経営体、集落営農で10経営体が、地域の中心となる経営体として、地域農業の将来の方向性を明確に定めた「人・農地プラン」に位置付けられている。

今後は、営農が続けられない農地所有者に対して、農地中間管理機構による事業に関する周知を図り、農地の貸し手から受け手への流動化を促進させ、農地の集積・集約を進める。

(注) 資料：豊田市 HP「人・農地プランについて」

(2) 農作業の受委託の促進対策

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、JA あいち豊田の農作業受託部会と連携し、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、農業改良普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(3) 認定農業者等の育成対策

認定農業者等の意欲的な農業者（生産組織、周辺農家含む）に対しては、営農診断や営農改善方策の提示等を行い、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を推進する。

また、人・農地プランの策定による農業者情報や農地中間管理機構の活用、農地バンク制度を活用した農地の斡旋など、農地の出し手と受け手を適切に結びつけるように努める。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や JA あいち豊田の役員への登用など、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(4) 農業生産組織の活動促進対策

育苗、収穫及び出荷作業の共同化による地域全体の労働力調整や土地利用調整による経営拡充を図るとともに、作柄の安定化による品質向上、出荷規格の高位水準化及び農作物の高付加価値化を図り、産地としての市場評価を高めることにより農業生産組織の安定を図る。

また、策定した「企業等の農業参入ガイドブック」を活用し、企業の農業参入を促進させるとともに、本市で生産された農産物を使用して、商品開発を目指す事業者等に対して、商品開発や販路開拓に関するアドバイザーを派遣する支援を行う。

(注) 資料：豊田市 HP



企業等の農業参入
ガイドブック（表紙）

(5) 山村地域での定住促進を通じた農業振興

山村地域においては、少子高齢化や人口減少が懸念されており、このまま推移すれば2040年には人口が半減、小中学生が1/3に減少すると想定されており、集落の営み自体が失われる地域も生じるおそれがある。そのため、「おいでん・さんそんビジョン」においても、居住促進地区を位置付け、移住・定住の促進を図ることとしている。

山村地域における農業振興を図るためには、担い手となる人口の確保が大きな課題であり、集落の営みの維持、そして農地の維持・振興につなげるためには、より一層の移住・定住促進を図る必要があり、市では豊田市山村地域等定住応援補助金の交付など様々な支援を実施する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市は森林地域を多く抱えており、保水機能や環境保全機能等森林の有する多面的機能の有効活用を図るとともに、地域林業を育成していくことが重要である。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の中心市街地近郊で矢作川を挟んだ挙母・高橋地区では、都市化・混住化が進むなか、水稻を中心に都市地域の有利性を生かした野菜、花き、畜産の営農が行われている。

市南西部の上郷・高岡地域は比較的平坦地が多く、農業生産基盤整備事業は完了しており、肥沃の土地に恵まれた米・麦・大豆中心の農業地帯である。農地所有適格法人を中心に利用権設定による土地利用型農業が展開され、経営規模の拡大が進んでいる。

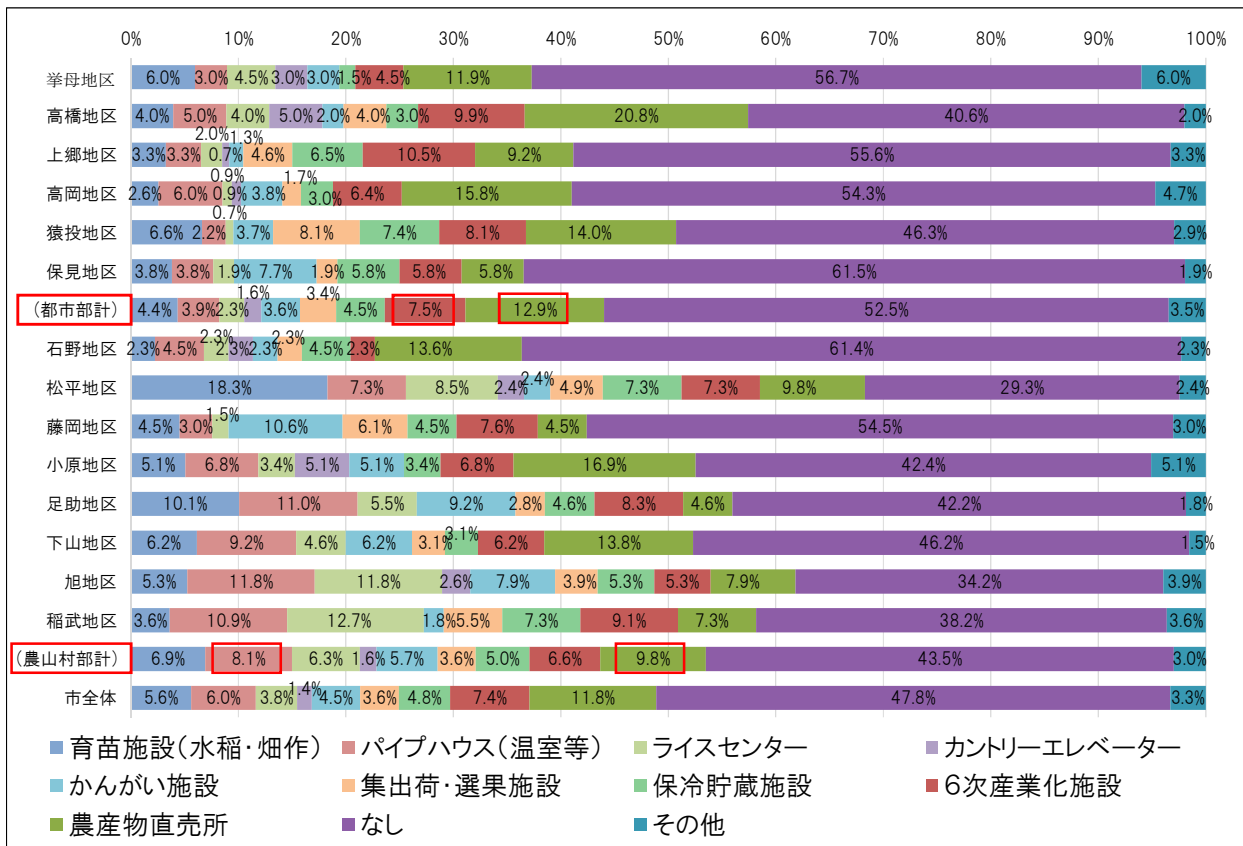
市西部の猿投・保見地区では、丘陵地という特性を生かした果樹あるいは畜産の代表的な地域となっている。

山村地域の石野、松平、藤岡、小原、足助、下山、旭、稻武の各地区において、農業従事者の都市への流出が進み、兼業農家が主体で経営面積も50a未満の農家が多く、小規模な農業経営である。また、農業従事者の高齢化、農業後継者不足、獣害被害など多くの課題を抱えている。

農家意向調査結果では、導入が必要な農業用施設として、都市部で「農産物直売所」(12.9%)、「6次産業化施設」(7.5%)の要望が多く、農村部で「農産物直売所」(9.8%)、「パイプハウス」(8.1%)の要望が他より多いことから、こうした地元の要望を踏まえて整備を推進する。

(注) 資料：令和元年度豊田市人・農地プラン協議結果

(問) 導入が必要な農業用施設等について(複数回答)



(注) 令和2年実施の『豊田市農業振興地域整備計画に関する農家意向調査』

(1) 米、麦、大豆

水田農業は、農業委員会等による農業構造改善活動や指導により、認定農業者等大規模経営農家への農地の利用集積を図り、経営規模の拡大を推進する。

そのため、農地の貸借情報の一元的な収集と地図情報システムを構築し迅速な農地のあっせんを進めるとともに、農地保有合理化法人（JA あいち豊田）を核にした利用調整システムの確立を図る。

また、農業者や農業者団体が主体となる新たな米の需給調整システムに移行するのに合わせ、新システムが機能するよう地域農業再生協議会の一員として JA あいち豊田と協力しながら米の需給調整を推進する。

(注) 資料：令和元年度豊田市人・農地プラン協議結果



米（ミネアサヒ）、小麦、大豆

JA あいち豊田 HP より

(2) 野菜

農作業の効率化と低コスト化を図るため、育苗の共同化、集出荷選別施設の整備とともに、農業用機械購入及びビニールハウス等の施設整備を支援する。

山村地域では、野菜の専門的な露地栽培が難しいが、ハウスによる養液栽培が新規就農者によって専門的に行われていることから、生産条件の悪い地域では付加価値の高い施設集約型農業の促進に努める。

(注) 資料：令和元年度豊田市人・農地プラン協議結果



はくさい、なす、じねんじょ

JA あいち豊田 HP より

(3) 果樹

減農薬で安全・安心な果実生産を行いつつ、非破壊選果機の活用等による品質の高位平準化と安定出荷を図る。

果実のなかでもいちじくについては、現状では価格も比較的安定しており、需要も高いので、定年退職者、女性を担い手とした作物として適していることから市場動向を見据え

つつ、本市の特産物として普及・振興し農家の育成を図る。

(注) 資料：令和元年度豊田市人・農地プラン協議結果、愛知県農業振興地域整備基本方針



なし、もも

JA あいち豊田 HP より

(4) 花き

洋ランなど商品性の高い花きについては、農家、関係機関と連携して、優良種苗の開発やハイテク生産技術（湿度光等の環境制御や養水分管理等）、品質保持技術の開発を進めるなど、安定生産と高品質化を進める。

花き生産地としてのブランドイメージを確立するために、集出荷施設の整備を推進するとともに、消費者や卸・小売に向けた積極的な情報発信に努める。

(注) 資料：令和元年度豊田市人・農地プラン協議結果、愛知県農業振興地域整備基本方針



シンビジウム
豊田市 HP より

(5) 茶

経営規模の拡大志向のある農家や世代交代等による新規就農者もみられることから、経営規模拡大を図るとともに、乗用茶刈機等の省力化機械の導入促進により作業効率の向上を図る。

また、環境に配慮した安全性の高い茶生産の促進を図るとともに、豊田茶ブランドの向上と販路の開拓に努める。

(注) 資料：愛知県農業振興地域整備基本方針



茶畑
JA あいち豊田 HP より

(6) 畜産

安全で品質の高い畜産物の生産を図るため、優良家畜の導入を支援するとともに、経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を行う。

また、家畜排せつ物の適正な管理を促進し、周辺環境に配慮した畜産経営ができるよう、環境対策に必要な施設の設備、機械等の整備促



豊田市たい肥マップ
(表紙)

進や衛生対策の推進を図る。さらに、たい肥マップを普及しつつ耕畜連携を進め、飼料用稲の栽培やたい肥の有効利用を図る。

(注) 資料：令和元年度豊田市人・農地プラン協議結果、愛知県農業振興地域整備基本方針、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市域の7割を占める豊富な森林資源を活用するため、林産物加工や直売施設の整備を進めるとともに、中核製材工場と連動したチップの活用や、きのご類等の特用林産物の生産・販路の拡大等を推進する。

(注) 資料：第3次豊田市森づくり基本計画、山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農家意向調査結果では、地域の中心となる担い手の有無について、都市部では、「いる」(29.5%)が「いない」(21.8%)を上回っているものの、農村部では、「いない」(45.9%)が「いる」(14.9%)を大きく上回っている状況であり、特に農村部における担い手の育成・確保が課題である。

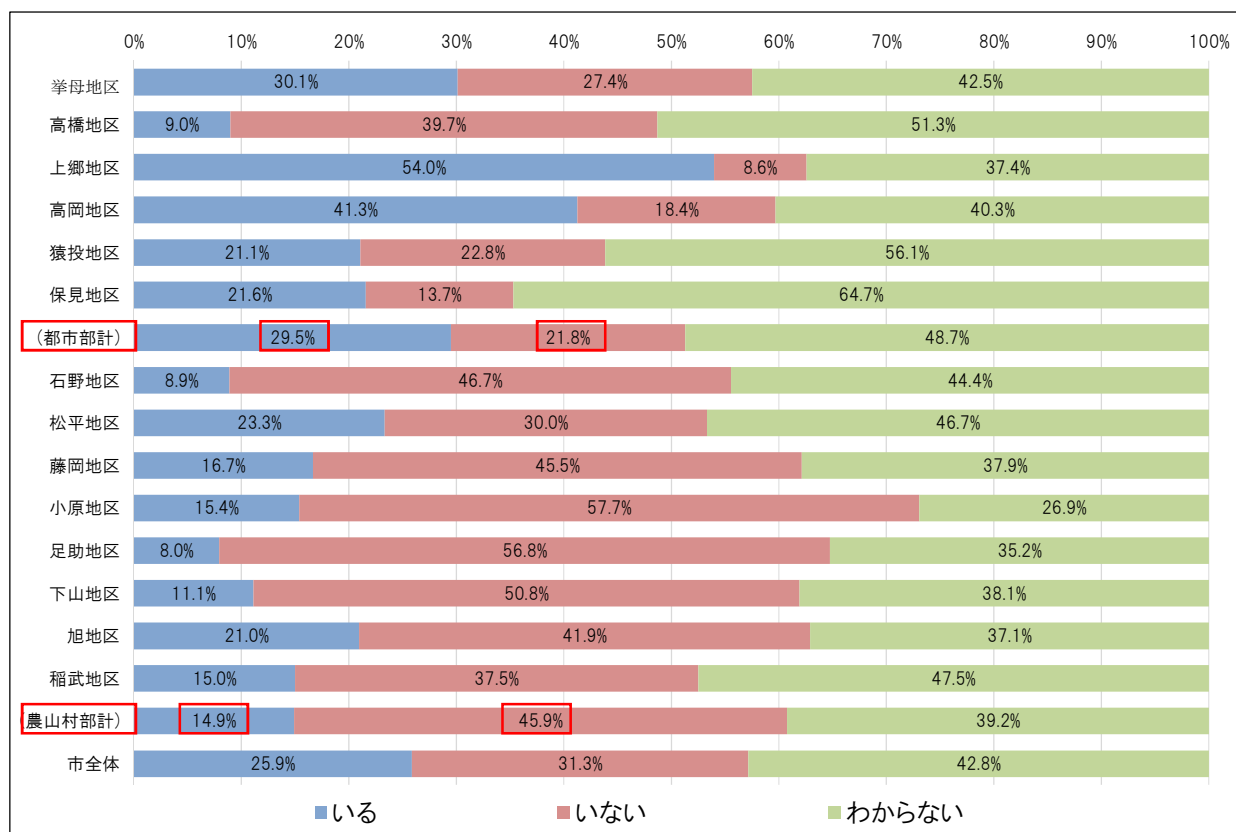
定年退職者など就農希望者に対して研修や農地の仲介を行う目的で、平成16年度に本市とJAあいち豊田が共働で農ライフ創生センターを開設した。現在では、下山研修所、高岡研修所、旭研修所が開設されており、引き続きセンターの体制整備を進めていく。



農ライフ創生センター研修所（左から高岡・下山・旭研修所）

豊田市 HP より

(問) 地域の中心となる担い手の有無（主に耕作している地区別）



(注) 令和2年実施の『豊田市農業振興地域整備計画に関する農家意向調査』

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標数年間 210 人を踏まえ、本市においては年間 10 人の新規就農者の確保を目標とする。また、新規就農事前審査会を経て、農地の貸し借り及び取得をした新規参入を年 7 経営体目指す。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、豊田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

表 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現状 (平成 30 年 2 月)	28 人 (26ha)	0 法人 (0ha)
3 年後の目標 (令和 3 年 2 月)	70 人 (53.4ha)	9 法人 (4.5ha)
目標 (令和 5 年 2 月)	98 人 (72.2ha)	15 法人 (7.5ha)

(注) 資料：豊田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農者の育成

本市の基幹産業である自動車産業の退職者など新たな担い手に対して、農ライフ創生センターによるそれぞれのニーズに応じた研修コースの開発、定員の拡充や研修内容の見直しなど研修事業の充実を図り、新規就農者の育成を図る。

表 農作物栽培技術研修の概要

研修コース	対象
担い手づくりコース	中級・上級編 農業を本格的にやりたい方
生きがいづくりコース	初級編 農業を楽しみたい方
旬の野菜づくりコース	趣味編 植え付けから収穫まで気軽に野菜づくりを体験してみたい方
桃・梨専門コース	桃・梨専門コースは、豊田市内でもも・なし農家として独立自営したい方
桃栽培サポーター養成講座	ももの栽培の応援、お手伝い(援農ボランティア)をしてみたい方

(注) 資料：豊田市 HP

(2) 新規参入者への指導及び支援

新規就農希望者への農地の紹介については、農業委員会や農地中間管理機構が仲介し、栽培技術や経営面については、愛知県豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課(以下、「農業改良普及課」)や JA あいち豊田等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等と密接に連携を図り支援する。

また、企業参入も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構の利

用も促進し、企業の参入について推進を図る。

さらに、農業委員会と協力し以下の活動についてフォローアップを図る。

ア 空き家情報バンクに付随する農地については、農地の下限面積を別に設定し、新規就農等の促進及び耕作放棄地の解消を図る。

イ 推進委員が認定新規就農者に対してのサポートチームの構成員となり、就農後の相談や指導等の支援を行う。

ウ 農ライフ創生センター修了生が定着して就農が行なえるよう、農業委員会及び推進委員と連携し定着支援を行う。

(注) 資料：豊田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

(3) 意欲のある農業者への支援

認定農業者等の意欲的な農業者（生産組織、周辺農家含む）に対しては、営農診断や営農改善方策の提示等を行い、経営改善の実行を促進する。

また、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、JA あいち豊田等が、それぞれに有する農業者情報や農地バンク制度による農地の斡旋を行い、農地の出し手と受け手を適切に結びつけるように努める。

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市には、トヨタ自動車を始めとする自動車産業及び中小の関連企業が数多く立地し、兼業農家にとっては、比較的就業機会に恵まれている状況にあるといえる。そのため、農家意向調査結果をみても、現在の勤め先について「豊田市内」が79.6%、「豊田市外」が21.2%となっており、今後、望む勤め先についても、「豊田市内」が53.2%、「豊田市外」が4.9%となっており、市内における勤め先を望む声の割合が高くなっている。

今後、高齢化の進行に伴う高齢者の増加や定年退職者の増加、山村地域における過疎化等を視野に入れ、市内の身近な地域で生きがいをもって就労できる場や多様な働き方が可能となる場の確保に努める。

(注) 資料：山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針、愛知県農業振興地域整備基本方針

(問) 現在の勤め先（兼業農家を対象）（複数回答）

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%	80%	100%
1. 豊田市内	495	79.6%						
2. 豊田市外	132	21.2%						
合計	622	100.8%						

(問) 希望する勤め先（兼業農家を対象）

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%
1. 豊田市内	447	53.2%				
2. 豊田市外	41	4.9%				
3. 勤めない	352	41.9%				
合計	840	100.0%				

(注) 令和2年実施の『豊田市農業振興地域整備計画に関する農家意向調査』

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

市域の7割を占める森林のほか、平地から水源までの環境が形成され、食料や水、エネルギーを生み出す本市の環境を生かした産業振興として、製材工場と連携したチップの活用や市内産木材利用の促進等を推進する。また、本市の農産物の加工利用の高度化を図ったジビエの普及促進や、6次産業化施設、農産物直売所等による生業創出を推進する。さらに、都市と山村との交流を促進するための体験・学習施設などの整備を推進する。

また、シルバー人材センターにおいては、高齢者個人の能力、経験等のデータを整備し、求人等に迅速かつ適切に対応できる体制を活用する。

(注) 資料：山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針、愛知県農業振興地域整備基本方針

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農家の大多数は第二種兼業農家や自給的農家であり、職業や意識の面で多様化が見られるうえ、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻さを増し、本市の農業をめぐる情勢は引き続き厳しい状況にある。

こうした中、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るためには、農家の良好な生活環境を確保するとともに、人間性と活力にあふれた農村地域の形成を進めるための施設整備を行い、地域連帯感の醸成とともに地域コミュニティ活動を強化することが必要である。

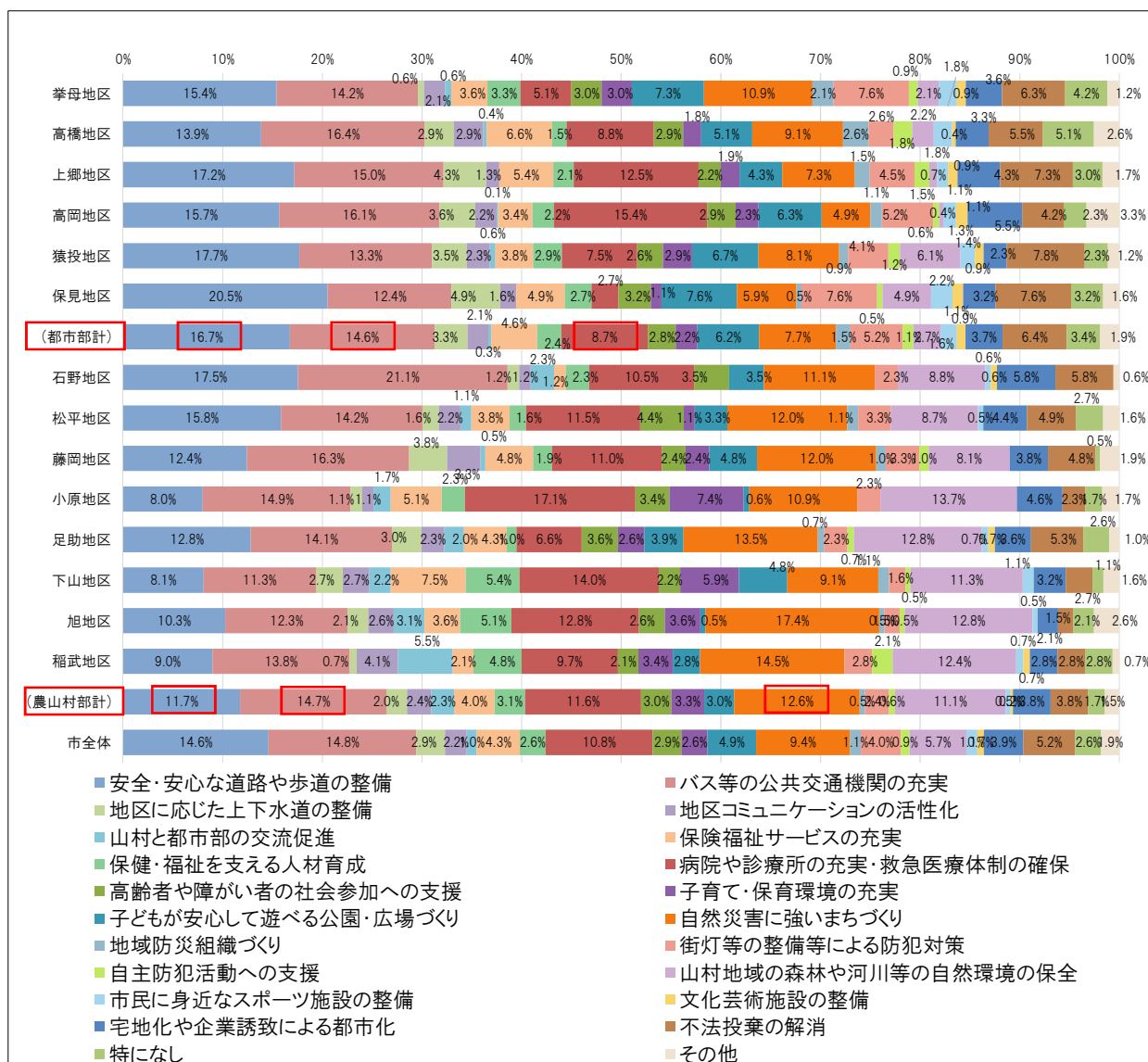
農家意向調査結果では、住みよくするために必要な取組として、都市部では「安全・安心な道路や歩道の整備」(16.7%)が最も多く、次いで「バス等の公共交通機関の充実」(14.6%)、「病院や診療所の充実・緊急医療体制の確保」(8.7%)となっており、農村部では「バス等の公共交通機関の充実」(14.7%)、「自然災害に強いまちづくり」(12.6%)、「安全・安心な道路や歩道の整備」(11.7%)となっている。

今後は、こうした意向調査結果も踏まえ、道路や交通機関、医療機関、防災安全施設等の整備を進めるなど、農村環境の向上と生活基盤の整備を併せて推進するとともに、農村コミュニティの活性化を図るための施設整備を検討する。

また、山村地域においては、特に過疎化が深刻であることから、移住・定住の促進による人口確保とともに、農村部と都市部の住民との交流促進を図ることによって地域の活性化を図り、地産地消の推進による生業創出に取り組む。

(注) 資料：山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針、愛知県農業振興地域整備基本方針

(問) お住まいの地区を住みよくするために必要な取組について（複数回答）



(注) 令和2年実施の『豊田市農業振興地域整備計画に関する農家意向調査』

(1) 安全性

防災については、地震・豪雨などの大規模災害時の被害を未然に防止し、最小限に抑えるために、情報伝達体制の整備や都市基盤の耐震化、緊急輸送路となる幹線道路やライフラインの維持・確保を図るとともに、豪雨などによる浸水被害の軽減を図るための総合的な治水対策事業などに取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。また、防災意識の高揚や自主防災組織の活性化など、市民・企業・行政の共働による防災対策を推進し、継続的に地域防災力の向上を図る。

防火については、市民や地域の防災力向上への取組を支援するとともに、消防団員の安全確保や情報伝達のための装備を充実させ、住民の幅広い層から消防団に参加する人員の確保に努め、共働による災害に強いまちづくりを推進する。

交通安全については、交通事故死傷者数の削減に向けて、交通事故防止のための交通安全施設整備などの交通安全対策や地域ぐるみで交通安全啓発活動を推進するとともに、交通事故データ等の様々な情報を活用し、幹線道路や通学路等の交通安全対策に一体的に取

り組む。

防犯については、家庭や地域での防犯対策、自主防犯活動を促進するための支援など犯罪が発生しにくい環境整備を促進するとともに、犯罪が多く発生する地域の防犯力を強化するため、多発罪種に対する防犯対策を促進する。

(注) 資料：豊田市都市計画マスタープラン、第8次豊田市総合計画

(2) 保健性

ごみ処理については、現有の施設の長寿命化を図りつつ、計画的に新たなごみ処理施設を整備する。

下水道・し尿処理については、人口・家屋の分布状況や地域特性を踏まえ、効果的で効率的な下水道の整備を推進する。また、合併処理浄化槽の設置や適切な維持管理により、家庭からの水環境保全を促進する。

上水道については、頼れるライフラインを築くため、災害時においても水道水が確保できるシステムの構築や水道施設の計画的な更新を行うとともに、水源地域における森林の水源かん養機能を確保し、水道水源である矢作川水系の水の量的確保と水質保全を図る。また、市内12の水道事業等について、国の水道広域化方針に基づき、上水道事業と簡易水道事業との統合も視野に入れ、事業の統廃合を段階的に進める。

保健については、保健福祉サービスの充実、ボランティア活動や地域で保健福祉を支える人材育成を推進するため、活動拠点となる施設を整備するとともに、高齢者や障害のある人、生活困窮者などが個々の特性やニーズに応じて就労できるよう、多様な働く機会を提供する支援に取り組む。

医療については、公的医療機関の機能充実のために必要な支援を行うとともに、軽傷患者の受信先の充実を図るため、新たな一次救急診療所を整備する。また、在宅医療を促進するため、老朽化の進む豊田地域医療センターの建替え・改修を推進する。

(注) 資料：豊田市都市計画マスタープラン、新・豊田市水道ビジョン、第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画、第8次豊田市総合計画

(3) 利便性

道路ネットワークについては、都市内環境道路、広域・都市間交流の活性化を図る放射・連絡道路といった都市の骨格となる地域高規格道路等や市民生活に身近な道路の整備を推進し、道路ネットワークの確立を図る。また、広域移動の定時性や速達性を確保するため、インターチェンジへのアクセス性の向上や渋滞対策を推進する。

公共交通ネットワークについては、本市と名古屋駅間の移動時間短縮と輸送力・安全性を向上するため、名鉄三河線の複線化及び高架化を進める。また、市民生活を支える社会基盤として、基幹バスを充実するとともに、地域バスなどの確保を支援し、市民・企業及び交通事業者との共働により、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

地域情報化については、様々な地域課題の効果的かつ効率的な解決に向けて、デジタル

サイネージ（電子看板）やバーチャルリアリティ（仮想現実）技術、AR(拡張現実)技術、スマホアプリを始めとした ICT（情報通信技術）の活用を推進する。

（注）資料：豊田市都市計画マスタープラン、第 8 次豊田市総合計画

（４）快適性

公園・緑地については、市街地周辺にある都市近郊林や農地からなる環状緑地帯を「緑の外環」として位置付け、都市計画法や都市緑地法などに定める諸制度を活用して緑地の保全を図る。また、西部緑地から都心を経て、鞍ヶ池公園に至るまでの東西の緑の軸を「緑の環境都市軸」として位置付け、総合的かつ重点的に緑化の保全・創出を図る。加えて、拠点となる公園・緑地の整備を推進し、強固な緑の骨格構造を構築する。

高齢者の生きがいについては、高齢者が地域社会とのかかわりを持ちながら、これまでに培った知恵や技を生かしつつ、健康で生き生きと暮らすために社会参加を通じた生きがいづくりを推進する。また、生きがいと健康づくりのために市民農園の活用を促進するとともに、農村と都市との交流コーディネート事業等を地域と連携して進める。

子育てについては、安心して子どもを生み育て、子育ての喜びが実感できるよう出産や育児に対する支援を充実する。また、子育て時の精神的負担や出産・育児への不安解消を図るため、子育てサークルの育成支援や地域の子育て支援のネットワーク化を推進して、保護者同士の交流や地域における子育て機能の充実を図る。

こども園では、老朽化した園舎の改築・改修にあわせて、子ども一人ひとりの個性や発育にあわせた保育環境を整備するとともに、安全で安心して過ごすことができる施設環境を整備する。

（注）資料：豊田市緑の基本計画、第 8 次豊田市総合計画

（５）文化性

スポーツ活動については、生涯スポーツや健康増進のため、より多くの市民が身近に利用できるよう、地域体育館や地区運動広場を計画的に整備・改修し、効果的な管理運営の充実を図る。また、地区総合型スポーツクラブの育成を推進し、市民各々の体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、日常的にスポーツを行うことができる環境を整備する。

文化活動については、歴史・文化財や関連する自然についての展示、学習支援・交流、調査・研究、収蔵を推進する博物館を整備するとともに、自発的・創造的な文化活動を支援する。また、郷土芸能等の鑑賞や伝承活動の発表の場などを整備・充実させるとともに、後継者の育成など地域ぐるみで保存、継承及び再生する取組みを支援し地域の活性化につなげる。さらに、足助地区の重要伝統的建造物群保存地区など、歴史的町並みを保存・活用する整備を行う。

（注）資料：第 8 次豊田市総合計画

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 該当なし
- 7 農用地区域に含めないことが相当な農用地の図（付図7号）

別記 農用地利用計画

「詳細は付図8号のとおり」